

回 答 書

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等分布調査業務委託

に関する質問に対し、次のとおり回答します。

(令和5年11月17日受付分)

質 問	回 答
<p>①令和6年1月に契約となってから工期末の3月31日まで実働日数が限られています。工期延伸いただける可能性はありますでしょうか。</p> <p>②基礎資料となる衛星データや空中写真データなどの収集にあたって費用負担が生じる場合、設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>③現地確認における旅費交通費は、設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>④打合せ協議は、WEB開催も可能でしょうか。</p>	<p>①受注者は、受注者の責めに帰すことができない事由等により履行期限までに業務を完了することができない場合は、履行期限の延期を請求することができます。</p> <p>履行期限の延期の請求があった場合、必要があると認められるときは、議会の承認を得た後、履行期間を延期します。</p> <p>その場合でも、令和6年9月頃を限度と想定しています。</p> <p>②原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の都合による仕様変更等が生じたときは、設計変更の対象となる場合があります。</p> <p>③対象となりません。</p> <p>④打合せ協議は、対面を原則としますが、発注者が認めたときはWEB開催も可能とします。</p>
<p>仕様書（第19条）では造成前後の地形データを収集し、収集した地形データを用いて既存盛土抽出とありますが、造成前地形データとして、概ね、いつぐらいの時期のデータの収集、活用を想定されておられるでしょうか。</p>	<p>造成前の地形データは、盛土等の安全性把握や応急対策の必要性判断の基礎資料として活用するため、可能な限り古い時期が適切と考えています。（参考：大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドライン及び同解説 P1-21）</p>